

令和 8 年度

進路指導の手引き



沖縄県立島尻特別支援学校

進路指導部

目次

I	本校の進路指導について	1
1	キャリア教育の充実	1
2	進路指導の基本方針	1
3	ライフステージから考える進路指導	2
II	進路指導の取り組み	3
1	幼・小学部の取り組み	3
2	中学部の取り組み	4
3	高等部の取り組み	5
	就業体験個人評価票	6
III	進路選択	8
1	就職 (1)一般就労と福祉就労 (2) 一般就労の働き方	8
	(3)一般就労するための基礎的条件	9
2	障害福祉サービス (1)福祉就労系サービス (2)自立訓練	10
	(3)介護系サービス ◆地域生活支援事業	11
3	進学 (1)大学・専門学校等 (2)職能校 他	12
IV	進路決定	13
◆	一般就労・就労継続支援 A 型の場合	
1	求職登録	13
2	雇用までの流れと手続き	14
◆	福祉サービス事業所を利用する場合	
3	「受給者証の申請」と「サービス利用計画書の作成」	15
V	公的関係機関	16
1	各市町村の福祉課窓口	16
2	生活に関する相談窓口	16
3	福祉制度に関する相談窓口	17
4	就労に関する相談窓口	18
VI	各種制度	20
1	療育手帳	20
2	身体障害者手帳	21
3	精神障害者保健福祉手帳	22
4	成年後見人制度	23
(資料)		
	令和6年度高等部卒業生進路先一覧	24
	卒業生進路状況(過去3年間)	24
	障がい福祉サービスの概要	25
	卒業後の進路イメージ	27
	進路指導で大切にしたいこと	28
	進路変更を考えているあなたへ	31
	卒業しても学べる(生涯学習)	32
	沖縄県福祉サービス事業所情報	

I 本校の進路指導について

1 キャリア教育の充実

- (1) キャリア教育の理解、校内体制等の確立を図る。
- (2) 働くことへの意識を高めるため、幼・小・中・高・舎で一貫したキャリア教育の推進を図るとともに、地域・家庭に対してキャリア教育に関する理解啓発に努める。
- (3) 「キャリア教育全体構想図」及び児童生徒の発達の段階に応じた「キャリア教育プログラム」を作成し実践する。
- (4) キャリア教育で児童生徒に身につけさせたい「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力の視点を踏まえた、各教科等の年間学習指導計画の作成を推進する。
- (5) 時代に対応した作業種目の拡大と指導の充実を図り、職業自立に必要な知識、技能、態度の育成に努める。
- (6) 就業体験、職場体験、インターンシップ、校内実習等の充実を図り、総合的な学習(探究)の時間及び学級活動・LHRを活用した継続的なキャリアガイダンスを実践し、進路意識の醸成に努める。
- (7) 生徒が自らの学習活動の学びのプロセスを記述し、振り返ることのできるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート」を作成する。

【 幼・小学部 】

- ①身近な人と触れ合い、愛情や信頼感を養う。
- ②生活リズムを整え、十分に体を動かすことができるようにする。
- ③将来の日常生活及び社会参加に必要な基本的生活習慣の形成を図る。

【 中学部 】

- ①自己の役割を知り、他人との協調性を養う。
- ②進路(進学、就労等)や将来の自己実現に必要な基礎的な知識や体力を育てる。
- ③就業体験及び教育活動を通し、将来の自立と社会参加に向けて必要な知識、態度を養い関心を高める。

【 高等部 】

- ①教育活動全体を通して、将来自立し社会参加できるようにする。
- ②保護者との連携を密にし、目標を持って自己理解・自己啓発に努め、適切な進路選択ができるようにする。
- ③関係機関とのネットワークを形成し、移行支援の充実を図る。

【 寄宿舍 】

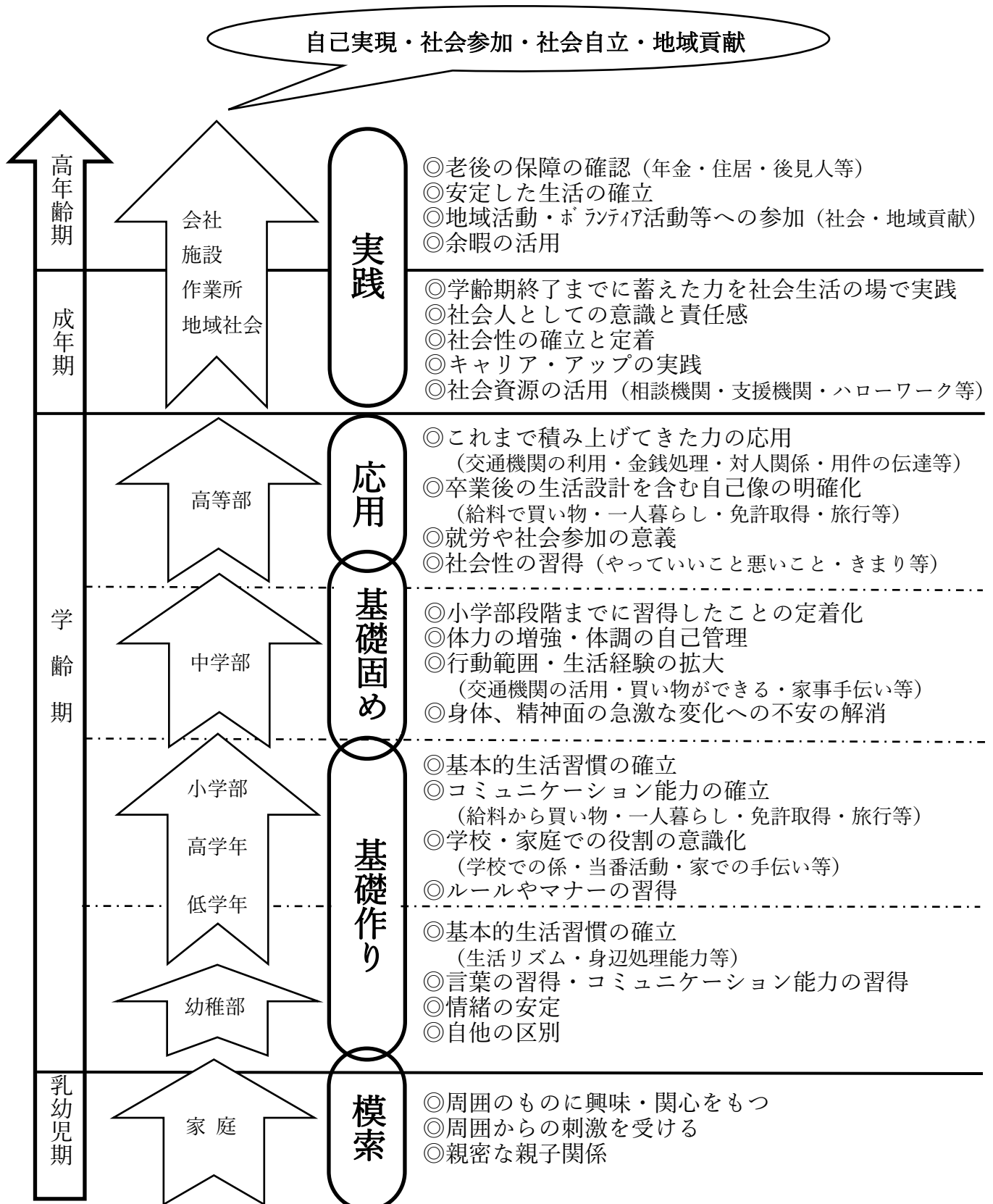
- ①日課を通して、基本的生活習慣の確立を図り、自分でできる力を高める。
- ②集団生活の中で、主体性や人間関係の構築、社会性を養う。

2 進路指導の基本方針

- (1) 社会自立・職業自立を目指して基本的知識、技能、態度の育成を図る。
- (2) 幼稚部・小学部入学から中学部・高等部の卒業までを組織的、計画的、系統的に指導する。
- (3) 家庭、事業所、各関係機関と連携・協力し、地域への啓発を重視した活動に努める。
- (4) 事業所の訪問、開拓の充実を図る。
- (5) 卒業後の定着支援の充実を図る。

3. ライフステージから考える進路指導

人間の一生を年齢期によっておおまかに分けしたライフステージから、どの段階で、どのような力をつけておくことが必要かみえてきます。現在のステージでは、次のステージへ向けて前もって準備しておくことが必要です。現在のステージでつまずきが見られたら、その前のステージに戻って、つまずきの原因を追及改善することが大切になります。



Ⅱ 進路指導の取り組み

1. 幼・小学部の取り組み（幼・小学部入学から卒業まで）

	幼稚園	小学部（1～5年）	6年生
4月		キャリアパスポートの取り組み（学期ごとに目標・評価等を行う）	
5月		保護者面談（進路指導の手引きの案内）	
6月			
7月	小学部見学 小学部体験入学 （保護者同伴）	保護者面談	
8月	※小学部1年生の 学習内容及び活動 の様子を知る。		
9月		ライフステージから考える進路指導	
10月	就学に向けての 保護者面談	低学年 ◎基本的生活習慣の習得 （生活のリズム、身辺処理能力等） ◎言葉の習得、コミュニケーション能力 の習得 ◎情緒の安定 ◎自他の区別	中学部体験入学（見学） ※事前及び事後学習を行い、小学 部と中学部との違いについて学ぶ
11月	就学に向けての 保護者懇談会	高学年 ◎基本的生活習慣の確立 ◎コミュニケーション能力の確立 ◎学校・家庭での役割の意識化 （学校での係・当番活動、家での手伝い 等） ◎ルールやマナーの習得	中学部進学に向けての 保護者会 （教育課程や学習の形態、小 学部との違い等、部主事、支 援部と意見交換を行う）
12月	ライフステージから 考える進路指導 幼稚園 ◎基本的生活習慣形成 の基礎（生活のリズム、 基本動作、身辺処理） ◎自己表現（感情、言葉） ◎情緒の安定 ◎自他への関心		
1月		学習発表会にて中学部・高等部の職業学習や販売実習を見学する	
2月	小学部入学 オリエンテーション 小学部1年生の授業体 験 ※活動の雰囲気 を味わい、見通しが持 てるようにする		中学部体験入学（授業参加） ※事前及び事後学習を行い、参加する授業 の内容について具体的に説明する。 中学部入学オリエンテーション
		保護者面談	
	就学に向けての 保護者懇談会 ※小1年教諭との話 し合い		
3月		キャリアパスポートのまとめ（目標・評価・学習活動の振り返り）	

2. 中学部の取り組み（中学部入学から卒業まで）

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	保護者面談（進路の手引きの案内・第1回進路希望調査）		
	キャリアパスポート（1学期目標・年間目標の設定）		
5 月	学校見学会 （沖縄高支・中部農林・陽明・南風原・やえせ）申込み開始5月頃～ ※希望する生徒、保護者。コロナ感染防止のため学校により1,2年生は制限する場合がある。 ※進路だよりにて募集、学校ごとにまとめて申し込む → 実施6月～（各校の日程による）		
6 月	保護者面談（進路相談など）、高等部校内実習見学、高等部進路指導部による進路講話（3年のみ）		
7 月	キャリアパスポート（1学期目標評価・振り返り）		
	体験入学 （高等支援5校） ※希望する3年、保護者。申込8月、実施9月末～		
8 月	職場体験 （2年I課程） 夏期休暇中実施。		係：県の入学者選抜実施要項説明会 8月
9 月	キャリアパスポート（2学期目標設定）		
10 月	第2回進路希望調査（3年のみ）		
11 月	志願前相談 （9～10月初旬）高等支援、高等部主導 ※高等支援5校いずれかの受検希望者、本校受検希望者は 必ず参加 する。参加が 受検の必須条件 。 参加について生徒、保護者、両方等は各校による。		
12 月	保護者面談 （入試要項説明、願書配布） ・本校高等部体験入学・見学週間12月初旬（3年生徒のみ）		
	キャリアパスポート（2学期目標評価・振り返り）		
1 月	キャリアパスポート（3学期目標設定）		
	ライフステージから考える 中学部進路指導重点（基礎固め） ○小学部段階までに習得したことの定着化 ○体力の増強・体調の自己管理 ○行動範囲・生活経験の拡大（交通機関の活用・買い物ができる・家事手伝い等） ○身体、精神面の急激な変化への不安の解消		高等学校、高等支援学校、特支高等部いずれか1校へ志願願書提出（詳細について変更の可能性あり） 願書受付（締め切り等変更の可能性あり） 本校高等部体験入学予備（3年生徒のみ）
2 月			高等学校、高等支援学校、特支高等部 同日入試 いずれか一校受検（3月初旬）、合格発表 ※不合格者は定員内募集のある学校へ 2次募集願書受付、2次募集選抜検査、合格発表 合格者オリエンテーション（3月下旬）高職員主導
3 月	キャリアパスポート（3学期目標評価・振り返り、年間目標評価、次学年での目標設定）		

保護者対象の取り組み（PTA進路部）

- ・PTA進路講話（卒業後の福祉サービスについて）
- ・合同ミニ事業所説明会（福祉事業所の紹介・説明）
- ・事業所見学 など

3. 高等部の取り組み

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	保護者面談資料の作成・配布		
5 月	就労選択支援制度のお知らせ	前期実習先依頼・挨拶	
	1 年生保護者説明会	校外実習保護者説明会・実習先訪問	
6 月	校内実習 ・基礎的な力の育成 ・全員対象	校内実習 ・抽出実習以外の生徒対象 ◇進路希望調査(後期実習先)	就業体験実習 ・卒業後を見据えて一般企業と福祉サービス事業所に分かれて実習 ・全員対象 ↓
7 月 ・ 8 月	◎学級面談(7月中旬～) ※実習評価の確認など	◎進路相談(7月中旬～) ※後期就業体験先の検討と確認 ※卒業後の進路先の相談	◎進路相談(7月中旬～) ※卒業後の進路先の検討と確認
9 月	※ 職場開拓・次期の実習に向けての諸準備等(進路指導部)		
	校外実習保護者説明会・実習先訪問		
10 月	校内実習 ・前期実習の評価をもとに、基礎力の再構築と適性判断 ↓	就業体験実習 ・進路先のめどづけ。企業実習と福祉施設実習に分かれて実習 ・全員対象 ↓	抽出実習 ※進路未決定の生徒対象(企業・福祉サービスでの実習) ↓
11 月	◎実習評価の分析、まとめ	◎実習評価の分析、まとめ	◎進路相談(11月下旬～) ※卒業後の進路先の最終的な確認と諸手続の説明
12 月	◎次年度抽出実習の確認 ◎職場開拓	◎進路相談(11月下旬～) ※実習評価の確認 ※次回実習先の検討 ※卒業後の進路先の相談	抽出実習(1月中旬～) ※進路未決定の生徒対象 ↓ ◇進捗状況調査
1 月	◎抽出実習対象者検討	◇進路希望調査(次年度前期実習先)	福祉サービス ①受給者証申請(市町村福祉課) ②サービス利用計画の作成(相談支援事業所)
2 月	◎進路相談(2月中旬～) ※必要に応じて設定	◎次回実習先の決定 ◎職場開拓	一般就労・A型 ①求職登録(ハローワーク) ②企業での面接
3 月			

*進路面談は保護者の希望に応じて随時設定いたします。いつでもご相談ください

※ 保護者対象の取り組み

- ・PTA進路講話
- ・合同事業所説明会(福祉事業所の紹介・説明)

進路決定!



令和 8 年度

前期就業体験:6月1日(月)～6月12日(金) 後期就業体験:9月28日(月)～10月9日(金)

就業体験個人評価票

※ この評価は、今後の進路相談の資料として用いるものです。

生徒氏名		年 組		事業所名	
就業体験期間		令和 年 月 日 (月) ~ 月 日 (金)		評価記入者 氏名	
仕事内容					
評価項目		評 価	評価基準 (該当の A.B.C.D.E に○) ※5段階の評価項目以外で気づかれたことがありましたら特記事項欄に記入をお願いします。		特記事項 (気づかれたこと)
1	身だしなみ	A B C D E	常に清潔できちんとした身なりができた 少々気になる点もあるが問題ない程度であった 注意をすると改善することができた 注意しても改善できなかった (※特記事項に記入) 注意することが困難だった (※特記事項に記入)		
2	あいさつ ・ 返 事	A B C D E	自分から大きな声でしっかりできた 声が小さい等十分ではないが自分からできた 自分からではないが声かけをすれば元気よく反応できた 声かけをすると何とか応答できた 声かけに応じることができなかった		
3	言葉遣い	A B C D E	常に丁寧な言葉遣いができた 時と場に応じて言葉遣いを使い分けできた たまに言葉遣いの使い分けができないことがあった 時々注意を受け訂正することがあった 頻繁に注意を受けた		
4	報告・質問	A B C D E	作業や指示の後などには必ず報告や質問ができた 時々自分から報告や質問ができた 促されると報告や質問することができた 自分から報告や質問することはないがミスは少ない 報告・質問がなくミスが多かった		
5	対人関係	A B C D E	積極的に誰とでも関わりを持つことができた 他の人からの声かけに応答し関わるすることができた 指導者が入れば他の人と関わるすることができた 他の人と関わらず単独で過ごしていた 感情が安定せず他の人と関わるのが困難であった		
6	指示を 受ける 態度	A B C D E	常に素直な態度で指示を受け入れられた だいたい素直な態度で指示を受け入れられた 繰り返しの指示を必要とするが素直に受け入れられた 指示を受けるときに不機嫌・反抗的な態度等があった 指示を聞こうとせず自分勝手な行動が見られた		
7	責任感	A B C D E	任せた仕事を最後までやり遂げられた 仕事を最後までやり遂げようとする姿勢が見られた 声かけを要するがどうにか責任を果たせた 最後までやり遂げようとする意欲はなく、マイペースだった 常に他の人がついていないと仕事をやり遂げられなかった		
8	積極性	A B C D E	任された仕事に自ら進んで取り組み仕事を覚えるのも早い 作業中の質問も多く仕事を覚えようとしていた 任された仕事に取り組むが仕事を覚えようとしな 声かけすると取り組むが不満そうな態度が見られた 任された仕事に取り組もうとしなかった		

→裏へ続きます

評価項目		評価	評価基準（該当の A.B.C.D.E に○）	特記事項（気づかれたこと）
9	集中力	A B C D E	長い時間ミスなく作業に取り組めた 時々自分で休憩を挟みながらミスなく作業できた 時々、声をかければミスなく作業できた 声かけを要するがミスが多かった 他の事に気をとられ作業がなかなか進まなかった	
10	体力	A B C D E	8時間勤務が可能な体力が備わっている 6～7時間なら勤務可能な体力がある 4～5時間程度なら勤務可能 3時間程度なら勤務可能 体力的に勤務は困難である	
11	確実性	A B C D E	作業スピードが速く、ミスなくできた 作業スピードは遅いがミスは少なかった 作業スピードは速いがややミスすることがあった 作業スピードは遅くミスがやや多かった 作業スピードが遅く半分くらいはミスが出た	
12	こまめな 巧緻性	A B C D E	手先の細やかな作業がほぼ完璧にできた コツを教えると細かな作業がミスなくできた 時間を要するが細かな作業が可能であった 意欲的だが時間を要しミスも多かった 細やかな作業は不向きで作業意欲が低下した	
13	指示の 理解力	A B C D E	指示された事柄を質問しながら的確に遂行できた 指示された通りある程度遂行できた 繰り返しの指示である程度遂行できた 繰り返しの指示を要するがミスがやや多かった ミスが多く常に指示出し・見守りが必要であった	
14	準備 ・ 後片づけ	A B C D E	自分から進んで準備・後片づけが完璧にできた 進んで準備・後片づけをしようとした 事前に指示されると準備・後片づけができた 常に声かけが必要だができた 言われてもやろうとしなかった	
15	安全性	A B C D E	危険な事柄を自分で察知して作業に取り組めた 危険な事柄について教えられたとおりに作業できた 危険な事柄について教えられたことだけはなんとかできた 注意散漫で時々声かけを要した 安全意識が低いため常に他の人の見守りを要した	
総 評		A B C D E	働くための力を十分に備えておりすぐにも勤務可能 働くための力をある程度備えており合格ライン もう少し課題を改善できれば勤務が可能 全体的に力不足である 特定の課題を解決しないと勤務は困難である	
良かった点、改善点、今後の課題等の 記入をお願いいたします。				
一般就労か福祉就労の項目にチェック をお願いします。※進路面談の参考に します。			☐ 一般就労 ☐ 福祉就労（就労移行・A型・B型・生活介護） 〈理由〉	

Ⅲ 進路選択

1 就職

(1) 一般就労と福祉的就労

【一般就労】とは、民間企業などと雇用契約を結び、定められた時間に出社して与えられた仕事をこなす働き方のこと。一般の従業員同様、業務の要求に応えられない場合はペナルティが課されることがある。何らかの障害があるものの、雇用契約に基づいた勤務を希望する方が対象。

【福祉的就労】とは、福祉サービス事業所とサービス利用契約を結び、利用者として就労訓練を受けながら仕事をする働き方のこと。利用者のペースで働くことができ、作業量が少ないなどの理由でペナルティを課されることはない。障害のため、一般企業などでの就労が難しい方に向けた就労の形。

(2) 一般就労の働き方

企業等で一般就労をするためには、①ハローワークや求人誌など一般の求人に応募する方法、②障害者求人に応募する方法、③事前に企業などで就業体験を行い、企業評価を基に求人を出してもらう方法など主に3つの方法がある。

※障害者雇用率制度

民間企業や国・地方公共団体に一定以上割合で障害者を雇用するように義務づけた制度。従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務がある。（障害者雇用促進法 43 条第 1 項） 常用労働者数 40.0 人以上の会社はその従業員のうち 2.5%（一般の民間企業）にあたる障害者を雇用しなければならない。職種により法定雇用率は異なる。例えば従業員数が 100 名の企業なら 2.5 名になるので 3 名以上の障害者（または常用雇用の重度障害者 1 名+障害者 1 名）を雇用する義務がある。（2024 年 4 月から）

①常用雇用労働

- ・ 1 週間の決められた労働時間が 30 時間以上。
- ・ 雇用保険、労災保険は加入。
- ・ 1 日 6 時間以上または月に 16 日以上働いていれば社会保険（健康保険など）の被保険対象者となる。
- ・ 正社員、非正規社員、パート・アルバイト（月給、日給、時給）として働く。

②短時間労働

- ・ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満（障害者雇用率は 0.5 人としてカウント）
- ・ 雇用保険、労災保険は加入するが、希望したら健康保険などに加入することも可能。

※障害者求人

ハローワーク（公共職業安定所）には障害のある方向けの窓口（専門援助部門）があり、求職（仕事を探す）相談や支援を行う。障害のある方を採用するための障害者求人（合理的配慮など障害に配慮した採用予定）も取り扱っており、ハローワークの紹介で就職することができる。紹介してもらうための事前登録が必要。

(3) 一般就労するための基礎的条件

① 身辺処理が自立し、規則正しい生活習慣が確立していること

- ◎洗面、食事、入浴、排泄、衣服着脱が自分でできる。
- ◎自分のものと他人のものを区別でき、整理整頓や管理ができる。
- ◎身なりをきちんとし、汚れたら洗ったり着替えたりできる。
- ◎規則正しい生活が習慣付いている。(遅刻、無断欠勤・無断欠席をしない)



② 危険認識や危険回避ができること

- ◎危険な物や場所の認識ができる。(注意・危険・立入り禁止・火気厳禁・横断歩道・信号機・標識等)
- ◎職場の労働安全、衛生規則等が守れる。

③ 体力・持続力があること

- ◎健康で、長時間の労働に耐え、年間を通じて働ける体力・持続力がある。
- ◎薬を服用している場合、自己管理ができる。

④ 移動能力があること

- ◎自力通勤、自力通学ができる。
- ◎公共の交通機関を一人で利用できる。家と学校の往復以外にも応用力があり、乗り換えも可能。

⑤ 社会性・協調性があること

- ◎挨拶や適切な返事ができる。
- ◎目上の人や初対面の人への言葉遣いなどTPOを理解、習得している。
- ◎注意や指示を素直に受け入れできる。
- ◎少々のことで興奮したり、粗暴な態度(言葉遣い)をとったりしない。

⑥ 働く意欲があること

- ◎働く→給料を得る→生活を維持するというサイクルが自己実現や社会自立につながることを理解できる。
- ◎働くモチベーションを維持できるための具体的な目標をもっている。

⑦ 家庭のフォローアップ(支援)体制が確立していること

- ◎子どもの健康管理や金銭管理、精神面での支援がしっかりできる。
- ◎会社(学校)との連携や情報交換を密にする協力体制がある。

2 障害福祉サービス

障害があることで日常生活や社会生活に困難がある方に対して手助けとなるサービスのこと。障害者総合支援法に基づいて国及び県、市町村が実施し、手続きは市町村の福祉課などで行う。利用料は多くの方が無料だが、前年度の所得に応じて発生する場合がある。※ここでは日中活動について紹介。

(1) 福祉就労系サービス（福祉的就労）

福祉サービス事業所とサービス利用契約を結び、利用者として就労訓練を受けながら仕事をする働きかたのこと。

① 就労移行支援

一般企業への就職を希望する障害のある方が雇用契約を結ばず、就労に向けた必要な能力や知識を得るための福祉サービス。生産活動、職場体験等の活動機会、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練、求職活動の支援、適性に合った職場開拓、就職後の職場定着のための相談支援などを受けることができる。利用期間は原則2年間。必要性が認められた場合は最大1年の延長が可能。労働の対価として給与ではなく工賃が支給される場合がある。（原則工賃はない）就職後も原則6か月間就労移行支援事業所からの定着支援が受けられる。それ以後は新たに「就労定着支援事業所」と契約して最大3年間の定着支援を受けることができる。

② 就労継続支援A型

一般企業での就職が困難な場合に、一定の支援を受けながら雇用契約を結んで働くことができるサービス。事業所が利用者と雇用契約を結び生産活動の場の提供、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練や支援が受けられる。利用期間は定められていない。雇用契約を結んでいるため労働の対価として給与が支給され、沖縄県平均月 78,438 円（2023 年度）利用条件があり、一般企業での就労経験がある方、または就労アセスメントを受けた方が利用できる。

③ 就労継続支援B型

一般企業での就職が困難な方を対象に雇用契約を結ばず、作業などの日中活動をとおして基本的な生活能力などを習得するための支援を受けることができる。利用期間は定められていない。労働対価として工賃が支給され、沖縄県平均月 20,873 円（23 年度）利用条件があり、一般企業での就労経験がある方、または就労アセスメントを受けた方が利用できる。



【2025 年 10 月から新たに始まるサービス】

④ 就労選択支援事業

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。支援学校在籍中から利用が可能となり、高等部が実施する就業体験等の際に、就労選択支援サービスを利用してアセスメント（客観的評価）することも可能となる。その評価を基に一般就労、就労移行支援、就労継続A・B型、自立訓練など卒業後の進路選択につなげることができるようになる。

※2025 年 10 月から当面の間は卒業後すぐに B 型利用を希望する人が対象。

(2) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練、支援を行うサービス。利用期間は2年間。

①機能訓練…理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

②生活訓練…入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。

※訓練内容は、お金の計算、パソコン操作、調理など事業所によって様々である。

(3) 介護系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする方に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援が行われるサービス。生活介護事業所にも作業が充実した事業所もある。見学や体験をとおして利用者の実態に合う事業所を選ぶことが大切。障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である方が対象

②療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のお世話を行うサービス。

ア 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

イ 障害支援区分5以上に該当し、次の1から4のいずれかに該当する者であること。

a 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者

b 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者

c 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

d 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

◆ 地域生活支援事業

障害のある方が能力や適正に応じて、自立した生活を送れるように、住んでいる市町村を中心として実施されている事業。

○地域活動支援センター

他者と関わりを持つ機会がほしいと思っているものの、そういった機会がなかなか見つからない、または少ないという方に対して居場所や機会を提供することを目的にしている。住んでいる地域(市町村)で、創作的活動や生産活動の機会・場所の提供、社会との交流等を行う。

(1) 利用するには直接、地域生活支援センターまたは社会福祉協議会へ申し込む。

(2) 日中活動を提供する場として介護保険の対象ではない18歳以上の方が対象。

地域活動支援センター I	日中活動（創作的活動・生産活動）を行い、入浴や給食を提供すると同時に地域住民ボランティアの育成や、医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化の調整を行う。
--------------	---

地域活動支援 センターⅡ	日中活動（創作的活動・生産活動）を行い、入浴や給食を提供すると同時に地域住民ボランティアの育成や、医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化の調整を行う。 日中活動（創作的活動・生産活動）を行い、機能訓練・社会適応訓練を行い、入浴や給食を提供する。地域の社会基盤との連携強化の調整を行う。
地域活動支援 センターⅢ	日中活動（創作的活動・生産活動）を行う。

※市町村単位で運営しているので、居住地以外の地域活動支援センターを利用することはできない。

3 進学

(1) 大学・専門学校(専修学校専門課程)



①特別支援学校の学歴について

高等学校と特別支援学校高等部では教育の目的や制度が異なるため、学歴としては「高卒」にはならず「特別支援学校高等部卒」となる。学歴が問われる場面は主に「就職」「進学」の際で、大学・専門学校へ「進学」する場合「特別支援学校高等部卒」でも手続き上は出願可能である。過去に知的障害のある生徒が専門学校等へ進学したケースがある。

②進学にかかる費用

入学から卒業までの1～4年間にかかる学費（入学金、授業料など）は県内では国立大学（琉球大）121～349万円、公立大学（県芸大、県看護大）231～316万円、私立大学（沖国大など）345～489万円。他に教科書代などは別途必要になる。

専門学校は1年課程83万円～3年課程478万まで。学校や分野により必要な学費の種類、金額は大きく異なる。

高等学校から大学等へ進学する場合と同様、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金などに応募して進学・就学中の資金を準備することもできる。

③進学後の状況

専門学校や大学等への進学後、学校と支援の方法を学生自身が確認しながら修学することが求められる。知的障害がある学生が大学等に進学した例はあるが、卒業事例は不明。県内では調理専門学校へ進学後、調理師免許を取得し卒業したケースがある。

(2) 県立浦添職業能力開発校／県立具志川職業能力開発校

障害のある方が職業に必要な知識・技能・技術を習得することを目的に職業訓練を実施する沖縄県が運営する職業教育施設。具志川校に知的障害者を対象とする「総合実務科」（1年間）、具志川および浦添校に身体障害者を対象とする「オフィスビジネス科」（6ヶ月間）が設置されている。職業訓練の他に求人開拓や無料職業紹介事業等を実施している。

(3) 国立職業リハビリテーションセンター（県外）

国立職業リハビリテーションセンターは、障害者の方が新たな技能や知識を身につけ、就職を目指すための職業訓練施設。職業能力開発促進法に基づき国が設置する障害者職業能力開発校の一つであり、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営している。

※上記(2)(3)は学歴にカウントされないが、履歴書には「〇〇開発校〇〇課程修了」と記載できる。

2 障害福祉サービス

障害があることで、生活や仕事がむずかしい人を手助けするサービスです。市町村の障害福祉課などで申し込みができます。利用するためのお金はかからないことが多いけど、家の収入によっては少しかかることもあります。※おもに日中活動について紹介します。

(1) 働くためのサービス（福祉就労）

福祉サービス事業所で社員ではなく利用者として、就労訓練を受けながら仕事をして給料（工賃）をもらう働きかたです。

① 就労移行支援（しゅうろういこうしえん）

- 一般の会社で働きたい人が、まずは仕事の練習をする場所。
- 会社とはまだ契約しないけど、仕事の体験や練習ができます。
- 使えるのは2年間。必要なら1年のばせます。
- お金（工賃）はもらえるところ(事業所)とないところ(事業所)があります。
- 就職したあとも、相談にのってもらえます。【定着支援】(就職から6か月間)
- 定着支援の後も「就労定着支援事業所」に申し込んで最大3年間の定着支援を受けることもできます。

② 就労継続支援A型（しゅうろうけいぞくしえんえーがた）

- 一般の会社で働くのがむずかしい人が、サポートを受けながら働けます。
- 会社(事業所)と契約して、給料がもらえます。
- 平均の給料は月 78,438 円（2024 年 沖縄県の場合）
- 支援学校を卒業して就職活動したがダメだった人、一般の会社で働いたことがあるけど辞めてしまった人や、就労移行を利用したけど就職できなかった人が使えます。

③ 就労継続支援B型（しゅうろうけいぞくしえんびーがた）

- 一般の会社で働くのがむずかしい人が、契約をしないで作業やもの作りなどをする。
- 練習を通して生活の力をつける。
- 平均の工賃は月 20,873 円（沖縄県の場合）。
- 一般の会社で働いてたけどもう働けなくなった人、50 歳以上または年金が1級の人、2025 年 10 月から就労選択支援制度を利用してB型に該当となった生徒。



④ 就労選択支援（しゅうろうせんたくしえん）

- 仕事の力や希望の進路先を調べ、自分に合った働き方を選ぶようにするためのサービスです。仕事の力を調べた結果を「就労アセスメント」といいます。B 型に行くためには就労選択支援を事前に利用していることが必要になりました。
- 高校にいる間から使え、調べた結果をもとに卒業後の進路を決めるのに役立ちます。
- 働く場所や働き方の希望を聞いて、実際に働きながら力を評価（2週間くらい）、希望や働く力の評価を見ながら進路を選択したり支援方法を確認したりする会議を行います。（1か月以内）学校の就業体験のときなどに就労アセスをとることも可能です。
- 2025 年 10 月～2027 年 3 月までは「卒業後すぐにB型を使いたい人」が対象。
- 卒業後 4 月からB型を利用するためには10月までに選択支援の利用手続きが必要です。

(2) 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練、支援を行うサービス。利用期間は2年間。

①機能訓練…理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

②生活訓練…入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。

※訓練内容は、お金の計算、パソコン操作、調理など事業所によって様々である。

(3) 介護系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする方に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援が行われるサービス。生活介護事業所にも作業が充実した事業所もある。見学や体験をとおして利用者の実態に合う事業所を選ぶことが大切。障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である方が対象

②療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上のお世話を行うサービス。

ア 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

イ 障害支援区分5以上に該当し、次の1から4のいずれかに該当する者であること。

a 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者

b 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者

c 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

d 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

◆ 地域生活支援事業

障害のある方が能力や適正に応じて、自立した生活を送れるように、住んでいる市町村を中心として実施されている事業。

○地域活動支援センター

他者と関わりを持つ機会がほしいと思っているものの、そういった機会がなかなか見つからない、または少ないという方に対して居場所や機会を提供することを目的にしている。住んでいる地域(市町村)で、創作的活動や生産活動の機会・場所の提供、社会との交流等を行う。

(1) 利用するには直接、地域生活支援センターまたは社会福祉協議会へ申し込む。

(2) 日中活動を提供する場として介護保険の対象ではない18歳以上の方が対象。

地域活動支援センター I	日中活動（創作的活動・生産活動）を行い、入浴や給食を提供すると同時に地域住民ボランティアの育成や、医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化の調整を行う。
--------------	---

地域活動支援 センターⅡ	日中活動（創作的活動・生産活動）を行い、入浴や給食を提供すると同時に地域住民ボランティアの育成や、医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化の調整を行う。 日中活動（創作的活動・生産活動）を行い、機能訓練・社会適応訓練を行い、入浴や給食を提供する。地域の社会基盤との連携強化の調整を行う。
地域活動支援 センターⅢ	日中活動（創作的活動・生産活動）を行う。

※市町村単位で運営しているので、居住地以外の地域活動支援センターを利用することはできない。

3 進学

(1) 大学・専門学校(専修学校専門課程)



①特別支援学校の学歴について

高等学校と特別支援学校高等部では教育の目的や制度が異なるため、学歴としては「高卒」にはならず「特別支援学校高等部卒」となる。学歴が問われる場面は主に「就職」「進学」の際で、大学・専門学校へ「進学」する場合「特別支援学校高等部卒」でも手続き上は出願可能である。過去に知的障害のある生徒が専門学校等へ進学したケースがある。

②進学にかかる費用

入学から卒業までの1～4年間にかかる学費（入学金、授業料など）は県内では国立大学（琉球大）121～349万円、公立大学（県芸大、県看護大）231～316万円、私立大学（沖国大など）345～489万円。他に教科書代などは別途必要になる。

専門学校は1年課程83万円～3年課程478万まで。学校や分野により必要な学費の種類、金額は大きく異なる。

高等学校から大学等へ進学する場合と同様、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金などに応募して進学・就学中の資金を準備することもできる。

③進学後の状況

専門学校や大学等への進学後、学校と支援の方法を学生自身が確認しながら修学することが求められる。知的障害がある学生が大学等に進学した例はあるが、卒業事例は不明。県内では調理専門学校へ進学後、調理師免許を取得し卒業したケースがある。

(2) 県立浦添職業能力開発校／県立具志川職業能力開発校

障害のある方が職業に必要な知識・技能・技術を習得することを目的に職業訓練を実施する沖縄県が運営する職業教育施設。具志川校に知的障害者を対象とする「総合実務科」（1年間）、具志川および浦添校に身体障害者を対象とする「オフィスビジネス科」（6ヶ月間）が設置されている。職業訓練の他に求人開拓や無料職業紹介事業等を実施している。

(3) 国立職業リハビリテーションセンター（県外）

国立職業リハビリテーションセンターは、障害者の方が新たな技能や知識を身につけ、就職を目指すための職業訓練施設。職業能力開発促進法に基づき国が設置する障害者職業能力開発校の一つであり、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営している。

※上記(2)(3)は学歴にカウントされないが、履歴書には「〇〇開発校〇〇課程修了」と記載できる。

IV 進路決定

◆ 一般就労・就労継続支援A型の場合

1 求職登録

障害があることにより就職が困難で、就職機会の少ない障害のある方については、一般求職者よりさらに手厚い取り扱いによる求職受理がハローワークでされる。求職登録をすることで、職業相談、職業紹介（求人票を見て応募できる）や就職後の指導ができたり、企業に対して助成金の交付をしたりすることができる。

就職を希望する障害者は原則居住地を管轄するハローワークで求職登録を行う。

(1) 実施時期

高等部3年生の一般就労希望者は、7～8月を目安に個別に居住地域のハローワークで求職登録を行う。（※事前に訪問予約をする）

(2) 参加者

生徒、保護者

(3) 実施形態

生徒一人につき20～30分程度の面談形式で行う。

(4) 内容

学習や就業体験の状況、就職の具体的希望の確認

- ・求職登録申込書、同意書、重度判定実施依頼書の記入
- ・療育手帳（写）提出

(5) 重度判定

障害者を雇用するとき、障害の程度（「重度」「重度でない」）によって企業が受け取るメリットに差がある。雇用対策上の「重度」障害者であるかどうかを判定するのが「重度判定」である。

判定の対象条件は①療育手帳が「B₁」または「B₂」②療育手帳判定時のIQが60未満。

判定の対象とならないのは①療育手帳「A」（＝重度）、②IQ60以上（＝重度でない）

ハローワークでの求職登録の際に案内される「重度判定依頼書」を本人・保護者が記入して重度判定を依頼できる。その後、公共職業安定所を通じて障害者職業センターが重度判定を実施することになっている。

基本的に那覇市にある障害者職業センター（那覇市おもろまち ハローワーク那覇の5階）での実施となる。

※「重度判定」を受けると、障害者雇用率でのダブルカウント（1人雇用すれば2人と換算される）ができたり、助成金の条件が良くなったりするため、事業所側から雇用を優遇される場合がある。

※療育手帳とは判定の基準が異なるので、「重度」と判定された場合も福祉サービス等の「重度」の対象ということではない。

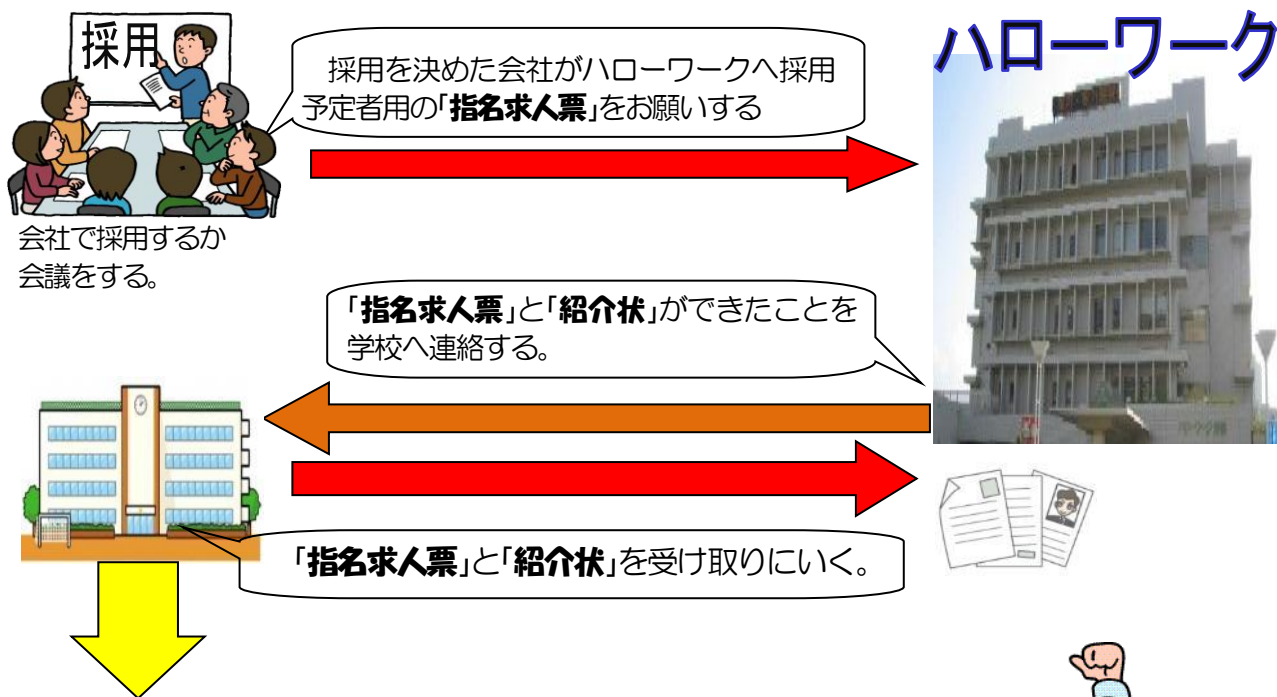
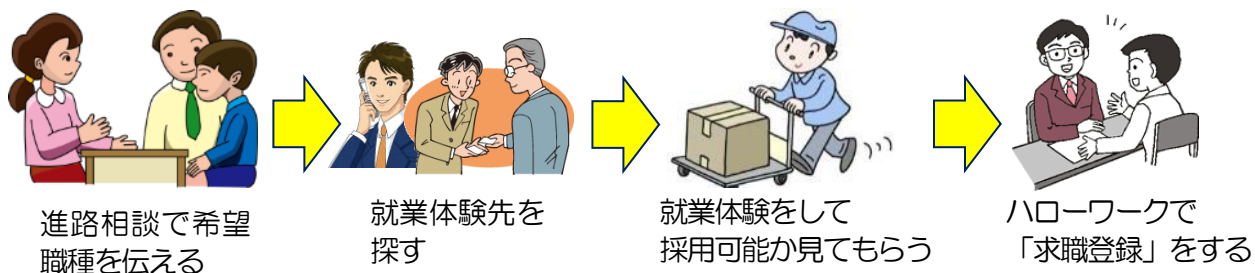
○「ハローワークを通す」ということ

障害者雇用を、ハローワーク（公立職業安定所）を通して行うことにより、企業側には助成金を利用できるなどのメリットが増え、働く側にとってもより安定した雇用が保障される。（ハローワークを通さない雇用の場合、助成金制度が利用できない場合がある）

また、就労後に仕事や職場のことで困ったことがあればハローワークに相談でき、関係機関で対応できるようになる。



2 雇用までの流れと手続き



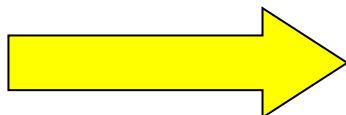
企業での面接



もっていくもの

履歴書、紹介状、療育手帳（写し）

やる気！



採用決定!!

オリエンテーション
労働契約の説明
雇用契約書への署名捺印
給与振込み通帳の準備
健康診断

などの就職に向けた準備

◆福祉サービス事業所を利用する場合（就労移行・A型・B型・生活介護・自立訓練）

3 「受給者証の申請」と「サービス利用計画書の作成」

☆学校・保護者・本人が行うこと



☆保護者・本人が行うこと

相談・申請



計画相談



認定調査



審査会



受給者証
交付

■障害福祉サービス受給者証

障害福祉サービス受給者証	
氏名	
生年月日	
性別	
障害種別	
障害等級	
障害認定年月日	
受給者証交付年月日	
交付場所	
交付者	
交付者印	

「障害福祉サービス受給者証」が交付される。

【確認事項】

①福祉サービスを受けるための手続きにかかる期間は自治体にもよるが、
※2～3か月かかることもある。そのため早めに福祉課へ相談する事が大切です。

②サービス利用を希望する事業所と開始の日付を相談支援員に伝える。

契約・利用



サービス利用
スタート!!

サービス利用計画書が作成され、事業所と契約をする。契約が完了段階で、サービスの利用が始まる。

V 公的関係機関



1 各市町村の福祉課窓口

市町村名	所在地	担当窓口	電話
八重瀬町	〒901-0492 八重瀬町字東風平1188番地	社会福祉課	998-9598
南風原町	〒901-1195 南風原町字兼城686番地	保健福祉課	889-4416
与那原町	〒901-1392 与那原町字上与那原16番地	福祉課	945-1525
南城市	〒901-1495 南城市佐敷字新里1870番地	生きがい推進課	917-5341
西原町	〒903-0220 西原町与那城140番地の1(1F)	介護支援課	945-5013
豊見城市	〒901-0292 豊見城市翁長854番地1	福祉部 障がい・長寿課	850-5320
糸満市	〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地(1F)	社会福祉課 障害福祉係	840-8103

2 生活に関する相談窓口



(1) 社会福祉協議会

地域における自立した生活を支えるため、福祉サービスの適切な選択や利用を支援するための取り組み、生活課題の早期発見・早期対応や課題解決の仕組みづくりなどを進めている。

〈福祉サービス利用者への主な保護・支援事業〉

○後見人制度 ○日常生活自立支援事業 ○生活サポート

市町村名	郵便番号	住所	電話番号
沖縄県社会福祉協議会	903-8603	那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000
八重瀬町社会福祉協議会	901-0401	八重瀬町字東風平1318-1	098-998-4000
南風原町社会福祉協議会	901-1104	南風原町字宮平697-10	098-889-3213
南城市社会福祉協議会	901-1495	南城市佐敷字新里1870	098-917-5692
与那原町社会福祉協議会	901-1302	与那原町上与那原16-2	098-945-3016
西原町社会福祉協議会	903-0111	西原町字与那城135	098-945-3651
豊見城市社会福祉協議会	901-0212	豊見城市字平良467-4	098-856-2782
糸満市社会福祉協議会	901-0362	糸満市字真栄里857	098-994-0563

◆相談支援事業所

地域に住む障害児・者が地域で安心してその人らしい生活を送れるように、個々のライフステージに合った支援・サービスを提案、サポートするところ。

例えば… ○サービス利用計画の作成 ○個人生活の障害者のフォロー、見守り

○福祉サービスに関する相談・紹介 ○余暇の活動の場の提案・提供

(市町村が指定する相談支援事業所)

相談支援事業所名称	所在地	電話番号	指定市町村
相談支援事業所 沖身協	八重瀬町仲座 1038-1	098-851-3998	八重瀬町
相談支援事業所 サザン	八重瀬町字東風平 480 番地	098-998-2442	
障がい者相談支援センターりんく	南風原町宮平 655-1 隆マンション 1F	098-889-7835	南風原町
相談支援事業所 てるしの	南風原町宮平 206-1	098-888-5658	
じんあい	南城市玉城屋嘉部 200 番地	098-948-1815	南城市
相談支援センター あしすと	南城市大里稲嶺 2282-6	098-882-8778	
西原町社会福祉協議会	西原町与那城 135 番地	098-945-3651	西原町
ライフサポート ロウル	西原町字翁長 287 番地 2-B 号室	098-963-9942	
相談支援事業所じょいまる	与那原町与那原 2943	098-945-2357	与那原町
あすなろの樹	与那原町与那原 3861 番地 仲里アパート 101 号	098-944-5119	
障がい者相談支援センターさくら	豊見城市平良 188 番地 23	098-840-5904	豊見城市
相談支援事業所 ひまわり	豊見城市渡橋名 92 番地 1	098-996-1668	
みなみの里相談支援センター	糸満市字摩文仁 207	098-997-3900	糸満市
相談支援センター たまん	糸満市真栄里 870 番地	098-840-8468	

※上記は一例です。最新の相談支援事業所リストは居住する市町村役場でもらうことができます。

3 福祉制度に関する相談窓口

(1) 福祉保健所

身体障害・知的障害・精神障害者・児童に係る障害福祉の窓口があり、障害者手帳の交付などの各種サービスをおこなっている。居住地によって担当の福祉事務所がエリア分けされている。

①障害者福祉サービス利用の申請受付(受給者証の交付)

就労継続支援A型・B型、就労移行支援、自立訓練、グループホーム・ケアホーム等利用時、ホームヘルプサービス利用時の申請

②療育手帳の交付

③心身障害者医療費の助成

65歳未満ときに(1)療育手帳A、(2)身体障害者1級または2級、(3)重複障害(IQ36から50までで身体障害者手帳3級)のいずれかに該当した人(所得制限有り)

④障害者福祉施設への入所に関する申請受付

⑤地域生活支援事業の申請受付

65歳未満の障害者・障害児(一部自己負担有り)

・地域活動支援センターⅠ・Ⅱ・Ⅲ型(P6参照) ・移動支援 ・日中一時支援

名 称	所在地	電 話
北部福祉保健所	名護市大中 2-13-1	0980-52-2714
中部福祉保健所	沖縄市美里 1688-1	098-938-9886
中央保健所	那覇市与儀 1-3-21	098-854-1005
南部福祉保健所	南風原町字宮平 212	098-889-6351



(2) 知的障害者更生相談所（那覇市首里石嶺町4-385-1 Tel 098-886-2115）

身体・知的障害に関する専門的な機関で、身体・知的障害者福祉士や心理判定員などのスタッフが、専門的な相談・支援、補装具（義肢・装具・車いすなど）の判定、自立支援医療（心臓手術・血液透析療法など）の判定、各種機関などへの支援を行う。また、身体障害者手帳・療育手帳の発行も行っている。

○療育手帳の新規判定と再判定 ○市町村の障害福祉サービス支給要否決定にかかる意見

○日常生活に関する相談

(3) 児童相談所

18歳未満の児童の様々な問題について、児童福祉司や心理判定員などの職員が相談に応じ、障がい程度の判定や療育に関する指導を行う。また、児童福祉施設への入所決定等を行う。

名称	所在地	電話
沖縄県中央児童相談所	那覇市首里石嶺町4-404-2	098-886-2900
沖縄県コザ児童相談所	沖縄市知花6-34-6	098-937-0859

4 就労に関する相談窓口

(1) 障害者就業・生活支援センター

障害のある方の仕事や暮らしの困りごと、企業における障害者雇用に関する相談などを受ける。家庭や企業を訪問するなどして、就労と生活を一体としてサポートする。通称「なかぼつ」
《ご本人及び家族の方へ》

- ① 就職に関する相談・助言 ・就職に向けた基礎訓練・職業準備訓練等の紹介・調整
・トライアル雇用などの支援事業の活用
- ② 職場開拓（ハローワークと協力し、その人にあった職場を探す）
- ③ 就職活動支援（ハローワーク同行・面接同行）
- ④ 定着支援（会社と本人との調整・ジョブコーチ支援の派遣等）
- ⑤ 日常生活・地域生活に関する相談・助言
・生活習慣の形成のため支援機関、場所の紹介・調整
・住居、金銭管理、年金など生活統計に関する助言、余暇活動の提供
- ⑥ 関係機関との連絡調整

《備考》

- ・自立・安定した職業生活の実現にむけて、本人の立場、会社の立場から調整してくれる。
- ・就業支援についても生活支援においても様々な関係機関と連携をとり、本人にあった方法を一緒に考えてくれる。
- ・県が指定した社会福祉法人が、国の委託を受け運営している。



地区	名 称	所在地	電話番号
北部	障害者就業・生活支援センター ティード&チムチム	名護市宇茂佐 934	0980-54-8181
中部	障害者就業・生活支援センター花灯	沖縄市登川 2695 モバイル ワークプラザ 1 階	098-989-6527
那覇	障害者就業・生活支援センターかるにあ	浦添市前田 1004-9	098-871-3456
南部	障害者就業・生活支援センターブリッジ	糸満市字阿波根 1556-1 豊ビル 202	098-996-2805
宮古	障害者就業・生活支援センターみやこ	宮古島市平良字下里 1202-8 1F	0980-79-0451
八重山	障害者就業・生活支援センターどりいむ	石垣市字石垣 371 東アパート 1 階	0980-87-0761

(2) ハローワーク（公共職業安定所）

求職者には就職（転職）についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には雇用保険、雇用に関する国の助成金・補助金の申請窓口業務や、求人の受理などのサービスを提供する。また、障害者の就職を促進するための職場適応訓練制度など、各種の施策も行っている。卒業後は、居住地にあるハローワークが管轄となる。

○障害者求人の紹介

○職場適応訓練等職業訓練の斡旋

就職困難な者を雇い入れるに当たり、実際の作業環境でその作業に慣れるための適応訓練を行い、就職促進を図るもの。

○トライアル雇用の斡旋

障害者雇用経験の少ない事業主に対し、障害者を最長3ヶ月間トライアル雇用として雇い入れることにより、障害者の就業についての理解を深め、雇用の場の拡大を図るとともに、トライアル後の本人の正規雇用を目的とする事業。

○特定就職困難者雇用開発助成

障害者、高齢者等就職が困難な求職者を安定所等の紹介により雇い入れる事業主に対し、最長2年、賃金の一部を助成することにより、障害者等の雇用を促進する制度。

※ 一般的には「特開金（とっかいきん）」と呼ばれている。平成27年4月に一部改正

名 称	所在地	電 話
ハローワーク那覇	那覇市おもろまち 1-3-25	098-866-8609
ハローワーク沖縄	沖縄市住吉 1-23-1	098-939-3200
ハローワーク名護	名護市東江 4-3-12	0980-52-2810
ハローワーク宮古	宮古島市字平良下里 1020	0980-72-3329
ハローワーク八重山	石垣市字登野城 55-4	0980-82-2327

(3) 障害者職業センター（那覇市おもろまち ハローワーク那覇5F）

ハローワークをはじめとする関係機関と密接に連携し、障害者の就職の相談・支援、事業主に対する障害者雇用の相談・支援を行う専門機関

○職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む個人の状況に応じた支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定するもの。

○職業準備支援

①センター内での作業学習から基本的な労働習慣を体得する。

②就職に必要なことを学ぶ講習を受ける。

③対人技能訓練や簡易作業を通して社会生活技能の向上を図る。

○ジョブコーチ支援

職場的応援助者（ジョブコーチ）が直接職場に出向いて、障害者及び事業主双方に職場適応に向けた具体的な支援を行う。

○職場復帰（リワーク）支援

うつ病により休職中の方に対し、職場復帰に向けてのウォーミングアップの場を提供することで円滑な職場復帰を支援するとともに、適応に向けた職場への助言を行う。

○職務試行法の活用

実際の事業所で作業を行うことにより、障害者の職業能力や適性等を評価する制度。

○知的障害者判定・重度知的障害者判定

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の「知的障害者」「重度知的障害者」に関する判定を行う。

《備考》障害者職業センターは「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営している。



VI 各種制度

1 療育手帳

「療育手帳」の交付は、知的能力の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に何らかの援助を必要とする状態にある方が対象になる。18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は知的障害者更生相談所の判定による。

手帳の等級は、障害の程度により、A₁（最重度IQ20未満）、A₂（重度IQ20～35）、B₁（中度36～50）、B₂（軽度IQ51～70前後）の区分がある。

（1）新規申請に必要なもの

- 児童相談所の判定（※18歳未満の方）
- 知的障害者更生相談所の判定（18歳以上の方）
- 申請書 ○印鑑
- 本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm。原則として申請から1年以内に撮影されたものであって、脱帽上半身のもの。）

（2）手続きの流れ

- ①福祉保健所等で申請手続き
- ②児童相談所または知的障害者更生相談所で面接・判定を受ける
- ③市で審査し手帳発行
- ④福祉保健所等で手帳の交付を受ける

（3）判定・再判定

- 18歳未満…児童相談所
- 18歳以上…知的障害者更生相談所
- ※状態が変化しないと判断される場合等は、再判定しないこともある。
- ※車の免許証のように再判定の案内ハガキは届かない。手帳に記載されてある次期再判定年・月を確認し、電話で予約をする。

（4）療育手帳で使えるサービス

- 障害者総合支援法上のサービス
- 所得税、住民税、相続税の控除
（贈与税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税は重度の方のみ対象）
- 生活福祉資金（社会福祉協議会）・・・生活、教育、住宅等に必要なお金を借りることができる
- 各種公共施設の入場料割引
首里城や県立博物館など。その他映画館や美ら海水族館等割引あり
- 携帯電話料金・・・各社使用料割引制度あり
- NHKの受信料減免・・・市民税非課税世帯全額免除
- 公共交通機関の割引
バス…半額、定期券は30%割引 / タクシー…10%割引
ゆいレール…半額、定期券も半額 / 航空運賃…各航空会社割引制度あり
- 自動車免許所得の助成（自治体によって助成制度あり）

(第三面)

判 定 の 記 録	
障害の程度 (総合判定)	合 併 障 害
	(身体障害者手帳 級)
	判 定 年 月 日
	次 判 定 年 月
	判 定 機 関
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	
判 定 の 記 録	
障害の程度 (総合判定)	合 併 障 害
	(身体障害者手帳 級)
	判 定 年 月 日
	次 判 定 年 月
	判 定 機 関
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	

～療育手帳の更新～

療育手帳は、企業に障害者雇用枠で就労するのに必要となる。
ハローワークによるIQ照会や、障害者職業センターの重度判定の際に必要なからである。
療育手帳には再判定の日がちが記載されており、期日までに判定を受け更新することになっている。
ちなみに、障害基礎年金の申請は療育手帳がなくても可能。

2 身体障害者手帳

身体障害者手帳は身体障害者福祉法が定める身体上の障害のある人に対して、都道府県や政令指定都市、中核市が交付する障害者手帳です。取得することにより障害者自立支援法が定めるさまざまな福祉サービスを利用することができます。

障害を1級から7級の等級に分類しています。身体障害者手帳申請の際に審査が行われ、障害の等級が認定されます。等級は1級に近づくほど障害の程度が重く、7級に近づくほど障害の程度が軽くなっていきます。身体障害者手帳は、6級以上の障害に対して交付されます。

◎身体障害は、症状によって大きく以下の5種類に分類されます

- ・視覚障害
- ・聴覚障害又は平衡機能の障害
- ・音声機能、言語機能又は咀嚼機能の障害
- ・肢体不自由
- ・内部障害（内臓機能障害や腎臓機能障害）など

（1）新規申請に必要なものと手続きの流れ（詳しくは各自治体へ問い合わせてください）

- ①各自治体の福祉課で申請書類（「交付申請書」・「身体障害者診断書・意見書」）を受け取る。
- ②「身体障害者診断書・意見書」に医師の診断内容を記入してもらう。
- ③自治体の福祉課窓口書類を提出する
 - ・「交付申請書」
 - ・「身体障害者診断書・意見書」
 - ・証明写真
- ④障害等級の決定、身体障害者手帳の交付

（2）身体障害者手帳で使えるサービス

- 障害者雇用枠への応募
- 補聴器や車いすなどの補装具の交付や修理にかかる費用の助成
- 盲人用体温計や点字器などの日常生活用具の給付や貸与
- 所得税・住民税の割引（障害者控除）
- 医療費の割引・助成
- 公共料金や公共交通機関運賃の割引 など

身体障害者手帳の例

表



裏

身体障害者手帳			
●●●県 第●●●●号	●●●●年●●月●●日 交付	氏名 ●●●●	
●●●●年●●月●●日 生	●●●●	●●●●印	
身体障害者等級表 による 級 別	●級	旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額	第●●●●
本人住所			
保護者氏名 住所	続柄		

3 精神障害者保健福祉手帳

障害のある人に交付される「障害者手帳」の種類のひとつで、精神疾患のある人が取得することができます。

精神障害者保健福祉手帳の制度は法律「精神保健福祉法」が定めており、症状や生活における支障の程度に応じて1級から3級の障害等級に区分されています。

◎すべての精神疾患が対象となりますが、代表的な疾患には以下のものがあります

- ・ 統合失調症
- ・ うつ病、双極性障害などの気分障害
- ・ てんかん
- ・ 薬物やアルコールによる急性中毒やその依存症
- ・ 高次脳機能障害 など

(1) 新規申請に必要なものと手続きの流れ（詳しくは各自治体へ問い合わせてください）

- ①市区町村の障害福祉窓口で説明を受け、所定の様式の申請書類をもらう
- ②主治医に診断書を書いてもらう
- ③診断書と、顔写真ほか必要書類一式を市区町村の障害福祉窓口へ提出

(2) 身体障害者手帳で使えるサービス

- ・ 税制上の優遇措置（税務署などへの申告が必要になります。）
- ・ 生活保護の障害者加算の手続きの簡素化（対象者は1級および2級の方です。）
- ・ 携帯電話の基本使用料金が半額（詳しくはご使用の携帯電話会社にお問い合わせください。）
- ・ NTTの電話番号案内（104）が無料（「ふれあい案内サービス」）など

(3) その他

①発達障害も対象

国際的な診断基準である、世界保健機関（WHO）の『ICD』（国際疾病分類）や、アメリカ精神医学会の『DSM-5』（『精神疾患の診断・統計マニュアル』第5版）では発達障害も精神疾患に含まれるためです。

②知的障害がある場合

知的障害と精神疾患の両方がある場合は、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳両方の交付を受けられる場合があります。

③定期的な更新が必要

精神障害者保健福祉手帳の有効期限は、交付日から2年後の申請月の末日です。更新したい場合は、手帳に記載されている有効期限の3ヶ月前から申請できます。

申請には、新規申請のときと同じ必要書類に加え、現在の手帳の写しを提出します。あらためて等級の審査がおこなわれ、病状が変化していれば更新前とは異なる等級で交付されたり、「非該当」と判断されて手帳が交付されない場合もあります。

精神障害者保健福祉手帳の例



4 成年後見人制度

知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配な人がいろいろな契約や手続をする際に同じ地域に暮らすさまざまな人がつながってご本人の思いを分かち合い、いっしょに考え お手伝いする制度です。**財産管理**（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や**身上保護**（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの**法的な手続**きを、本人の意志を尊重した「意志決定支援」を実施したうえで、本人に代わって後見人が行います。

Before  成年後見制度を使う前 知的障害があり 家にあったことを忘れて、 同じものを買ってしまうことが 増えた。 一人暮らしではなく、 施設等に入所した方がよいのか、 自分では判断できない。	After  成年後見制度を使うと 成年後見人等が 相談にのってくれた。 そして私のできること、 苦手なことを 一緒に整理して、 サポートを受けながら、 今までどおり自分の家で 生活続けることとなった。
Before  成年後見制度を使う前 悪質業者からの電話があり、 だまされそうになった。 最近、物忘れも増えてきたので、 今後だまされないか心配だ。	After  成年後見制度を使うと たとえ間違えて 契約してしまったも、 成年後見人等がその契約を 取り消してくれる。

ご本人が未成年のうちは、親御さんなど保護者（親権者）が様々な手続きを、本人に代わって行うことができます。2022年に施行された民法改正により、成年年齢が18歳に引き下げられたことを受け、18歳の誕生日を過ぎると保護者は親権者ではなくなります。

18歳以上のご本人が様々な手続きを自身で行うことが原則となっています。銀行窓口で新規の預金口座を開設する際、資料への記入や押印などの手続きはご本人しかできないようです。もしもご本人による手続きができない場合、親御さんなどの保護者では手続きができず、成年後見人による手続きを求められます。また、ご本人の口座預金からの出入金もご本人または成年後見人以外の方は行えなくなります。

支援学校高等部を卒業後は、就労に伴う収入の振込先や障害年金の振込先として預金口座が必要になりますので、諸手続が困難なご本人が18歳の誕生日を迎える前に保護者は対策しておく必要があります。

※イラスト、内容は厚労省HP「成年後見はやわかり」より一部引用

進路状況

1 令和7年度 高等部3年生 29名進路先〔令和8年3月6日時点〕 ゆい教室 1名含む

No.	進路先分類	人数	備考
1	一般就労	3	小川保育園(1)、はま寿司南風原津嘉山店(1)、特別養護老人ホーム東雲の丘(1)
2	就労移行支援	4	障がい者サポートステーションあるてぃー(2)、就労継続支援事業所絆(1)、就労支援センターさわやか(1)
3	就労継続支援B型	9	はんど in はんど(繁多川)(1)、はんど in はんど(南風原)(1)、アイビス(1)、マザーハウス(1)、チャレンジドこむぎ(1)、就労支援センター大樹(1)、でじるみ沖縄那覇(1*)、就労継続支援事業所絆(1)、アチェンド(1)
4	生活介護	5	障害者就労支援施設 ami(1)、デイセンターおおさと(2)、BBトレ生活介護(2*)、わっくわ〜く(2*)
5	自立訓練(生活)	6	沖縄 GARDEN(1)、福祉型ワークスクール zerostep(1)、生活訓練 imaCoCo(2*)、ミライ Can(2)
6	在宅	2	
7	未定	1	

*はサービス事業所の併用

2 卒業生の進路先分類

卒業年度	進路先分類												計
	進学	一般就労	就労継続支援A型	就労移行支援	就労継続支援B型	地域活動支援センター	自立訓練(生活訓練)	生活介護	施設入所	在宅	未定	その他	
令和5年度	0	3	1	19	2	1	0	3	0	0	0	2	31
令和6年度	0	7	2	11	5	0	1	9	1	0	1	0	37
令和7年度	0	3	0	4	9	0	6	5	0	2	1	0	29

障がい者 福祉サービスの概要

【日中活動】

サービス・制度	対象	期間	賃金	内容	備考
就労移行支援	・一般企業等への就労を希望する人 ・バリバリ働きたい人向き	2年	なし	一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 ※訓練終了後、就職すると6ヶ月間の定着支援をうけることができる。	・訓練は1年延長することもあります。 ・工賃を受け取れる場合があります。
就労継続支援A型 (雇用型)	・一般就労と同程度の働く意欲と能力が身についているが、福祉の支援を受けながら、働きたい人向き	なし	最低賃金 1,023円保障 (R7.12.1 改正)	働きながら、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。※ (利用条件)①企業就職の経験者 ②就労アセスメントを受けた者	月平均賃金 78,438円 令和5年度沖縄県
就労継続支援B型 (非雇用型)	・福祉の支援を受けながら、働きたい。 ・あまり無理をせずに、心身の体調に合わせて働きたい人向き	なし	工賃が支給される	働きながら、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 ※(利用条件)①企業就職の経験者 ②就労選択支援又は就労アセスメントを受けた者	月平均工賃 20,873円 令和5年度沖縄県
就労定着支援	・就労移行または就労継続から企業等へ就職し6ヶ月継続した人	2年	—	就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。	就職前の支援事業所等が実施
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	・一定の支援を受けながら、身体機能または生活能力の維持・向上を目指す人 ・就労前にもう少し力をつけたい人、やりたいことを探したい人向き	2年	なし	自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、生活能力の維持・向上のためのリハビリテーションを行う。 ※	※不登校・引きこもり等の方も利用できる場合があります。
生活介護	・全面または一部介護が必要な(入浴・排泄・食事など)や体調への配慮が必要な人	なし	なし	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日々を穏やかに、豊かに過ごすための活動を提供する。※	障害支援区分3以上複数の事業所を併用するケースもあります。
療養介護	・長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人	なし	なし	昼間、医療機関で機能訓練、療育上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行う。	障害支援区分5以上
地域活動支援センター	・施設のある市町村在住の方 対象	なし	なし	創作的活動または生産活動の機会を提供する。※	

※施設によって取り組み内容が異なります。詳細は各事業所へご確認ください。

令和7年10月から始まるサービス

サービス・制度	対象	期間	賃金	内容	備考
就労選択支援	・学校卒業後すぐに就労継続支援を希望する方(当面の間)→卒業前の利用	1か月以内	なし	・就労アセスメントをとり、適切なサービス利用につなげるサポートをする。	在学中に利用します。

【家庭生活】

サービス・制度	サービス内容	備考
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	支援区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害、精神障害により行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人が対象。 自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。 (日常生活に生じる様々な介護に対応するための見守り等の支援を含む)	支援区分4以上
同行援護	視覚障害の方が対象。移動に著しい困難がある人が、外出時に必要な支援を行う。	
行動援護	自己判断が困難な人が行動時に、危険回避など必要な支援、外出支援を行う。	支援区分3以上
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	支援区分6
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。	
保育所等訪問支援	保育所、児童養護施設等を訪問し、障害のない子たちとの集団生活への適応を図る支援を行う	

短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、代わって短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護を行う。	支援区分1以上
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの治療を行う。	
放課後等デイサービス	児童発達支援センター等に通い、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流などの支援。	

サービス・制度	サービス内容	備考
自立生活援助	一人暮らしに必要な力を補うため、日常生活の課題を把握し、必要な支援を行う。	
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活の援助を行う。	

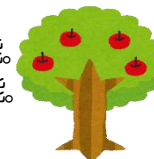
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	昼間、生活介護は区分4以上
--------	-----------------------------------	---------------



令和7年10月から新サービス「就労選択支援」がスタートしました！進路を選択するための新しい仕組みになります。

「一般就労（企業就労）」を目指す際の進路イメージとして…

- ◆ケースA…卒業と同時に直接企業へ就職
- ◆ケースB…訓練校を経て就職する。
- ◆ケースC…訓練等給付のサービスを利用し、一定期間の訓練後に就職する。A型・B型事業所での継続就労も可能。
- ◆ケースD…日常生活能力の維持・向上を目指し、その後に訓練し就職する。A型・B型事業所での継続就労も可能。
- ◆ケースE・F…適正や就労意欲、就労に必要な力の定着状況など総合的な判断により、訓練し就職する。



進路指導で大切にしたいこと

幼・小学部

「身辺処理、人間関係等、この時期の生活を自立的に行えるようにすることが進路指導」と捉え、ていねいに積み上げましょう。

◎日々の授業では・・・

- ①学校生活に慣れ、見通しを持って生活できるようにしましょう。
- ②あいさつ、返事ができるようにしましょう。
- ③身辺処理能力を高めましょう。
- ④友だちと仲良く遊べるようにしましょう。
- ⑤日常生活に必要なきまりを守れるようにしましょう。
- ⑥遊びや学習を楽しみ、進んで活動できるようにしましょう。
- ⑦係や手伝い等の活動に積極的に取り組めるようにしましょう。

◎教職員は・・・

- ①進路指導に関する最新の情報を得ておきましょう。
- ②特別支援学校中学部や高等部の授業の参観や職員との情報交換を進んで行いましょう
- ③福祉制度や手続き等を理解しておきましょう。

◎保護者は・・・

- ①日々の学習のすべてが、進路につながるという意識を持ちましょう。
- ②規則正しいリズムで家庭生活が送れるように支援しましょう。
- ③早い段階から施設や事業所等の見学をしましょう。

進路指導で大切にしたいこと

中学部

『学習や経験の広がりや深まり』を大切に、自分で考え行動できる生徒に育てましょう。

◎日々の授業では・・・

- ①必要に応じたあいさつ、返事ができるようにしましょう。
- ②時間を意識して行動できるようにしましょう。
- ③公共の施設や乗り物を利用できるようにしましょう。
- ④総合的な学習の時間や職業学習等を通して、働く力（体力・意欲・持続力等）を養いましょう。
- ⑤高校や特別支援学校高等部、施設や職場の見学や体験学習等をとおして、進路に対する意識を育てましょう。

◎教職員は・・・

- ①校内実習や職場体験では、目的・意識を考え、積極的に計画立案しましょう。
- ②保護者との話し合いを十分に行い、生徒の将来や悩みなどに耳を傾けましょう。
- ③高校や特別支援学校高等部への進学のための情報を得て、準備や手続きを行いましょう。

◎保護者は・・・

- ①子どもと年齢相応に接し、自分でできることが増えるように支援しましょう。
- ②進路志望調査や面談等により、進路の方向を考えましょう。
- ③本人や保護者による高校や特別支援学校高等部等の見学、進路相談を行いましょう。

進路指導で大切にしたいこと

高等部

「生徒が希望する進路先を目指した支援」を行いましょう。

◎日々の授業では・・・

- ①働くことや社会参加することの意義が理解できるようにしましょう。
- ②通勤やグループホームの活用など、卒業後の生活に適応できるように体験活動を組み込んだ現場実習をできるだけ早い段階から行いましょう。
- ③卒業後の生活に活かせるような余暇指導を組み入れましょう。
- ④金銭管理や公共の施設・交通機関の利用について学習を進めましょう。
- ⑤性の指導を生徒一人一人の実態に応じて行いましょう。

◎教職員は・・・

- ①進路指導主事との連携を十分に図り、進路指導を進めましょう。
- ②現場実習に際して、実習先への分かりやすい資料の提供に努めましょう。
- ③実習先において、教職員が事前に仕事を体験するなど、生徒が円滑に実習できるよう工夫しましょう。
- ④進路に関する情報を広く集め、本人・保護者や関係機関に提供しましょう。
- ⑤生徒の卒業後の生活支援体制について情報収集し、学習に活かしましょう。
- ⑥就労先、施設等へ進むために必要な手続きを取りましょう。
- ⑦支援の中心が学校から地域の支援機関に移行するにあたって、本人・保護者と支援機関を結ぶための連絡調整会議等を実施し、卒業後の生活に関する本人・保護者のニーズを支援機関で共通認識できるようにしましょう。

◎保護者は・・・

- ①進路は本人と保護者が主体的に決定しましょう。
- ②本人に必要な社会参加・自立に向けた力を身につけるように協力しましょう。
- ③本人に最も適した進路先を選択できるようにしましょう。
- ④卒業後の生活を見据え、地域の支援機関を活用しましょう。

進路変更を 考 えているあなたへ

あなたは、卒業後の進路について 考 えたことがありますか？

進路は誰が決めるのでしょうか？

どのようにして決めたらよいのでしょうか？

①進路変更をする前に大切なこと

(1)自分のことをよく知る

- ・よいところ（長所）はなにか
- ・どんな事ができるのか、したいのか
- ・健康や体力についてはどうか

(2)進路先について相談する

- ・学校の進路相談
- ・家の人
- ・福祉課やハローワークでの相談

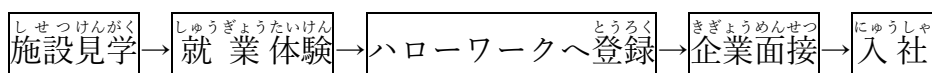
(3)進路について情報を集める

- ・求人雑誌や進路室にあるパンフレットを見る
- ・福祉関係のパンフレットをみる
- ・進学について、インターネット等を利用して調べてみる

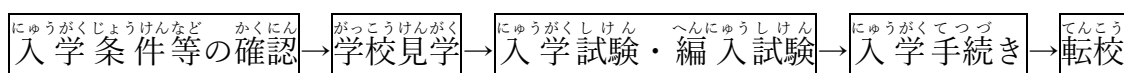


②進路を決めるまで

◎一般企業等へ 就 職



◎他の学校へ転校



※学校に要確認

◎福祉施設の利用



※家族や学校の先生によく相談してから決めるようにしましょう



卒業しても学べる(生涯学習)

▼私たちは、学校で長い間、学んできました。だから、「勉強は学校でするもの」、「卒業したら学ぶ機会はなくなる」と考える人も多いかもしれません。

▼でも、実は、卒業しても学び続つづけている人はたくさんいます。大人になってからも同じ趣味をもった人たちが集まって活動をしたり、ボランティア活動をしたり、アートやスポーツを楽しんだりしている人がたくさんいます。あなたの住む街にもダンスや料理、生花や書道、パソコンや絵画など、たくさんの学びの場があるはずです。こうして学校以外の場でも学ぶこと、人生を通して学び続けることを、生涯学習といいます。

沖縄県でも生涯学習が推進されています。



「まなびネットおきなわ」

「まなびネットおきなわ」は、県内の生涯学習に関する情報を収集・提供しているウェブサイトです。情報発信団体が最新の情報を随時掲載しており、以下のような情報を簡単に調べることができます。沖縄県生涯学習情報提供システムとして平成5年から稼働しており、「まなびネットおきなわ」は「うるまネット」、「沖縄県生涯学習情報プラザ」に続く3代目のシステムです。 URL⇒<https://www.ill-okinawa.info/>

- 生涯学習に関する講座、イベント情報 ○おきなわ県民カレッジ主催講座や連携講座情報
- 視聴覚ライブラリー教材情報 ○生涯学習人材バンク情報

おきなわ県民カレッジとは

おきなわ県民カレッジは、県民のだれもが入学し、自分の目的や興味にあった講座を学ぶことができます。カレッジといっても、特定のキャンパスはなく、おきなわ県民カレッジ講座(主催講座、連携講座)が実施される県内の国、県や市町村、大学、公民館等がキャンパスになります。入学すると「学びのパスポート」が交付され、学習の記録(単位)を記入していくことができ、どんな講座を学んできたか振り返ることができます。100単位学ぶごとに、おきなわ県民カレッジ奨励賞の授与があります。

主催講座	美ら島沖縄学講座	【県教育委員会】沖縄学をテーマに実施する講座
	広域学習サービス講座	【各教育事務所】地域に根差したテーマで実施する講座
	学校開放講座	【県立学校等】学校施設を開放して実施する講座
連携講座	国や県関係機関、市町村教育委員会、大学、公民館、図書館等が実施する講座でおきなわ県民カレッジ連携講座として認定された講座	

種別	実習先	所在地	TEL	活動内容	時間	昼食	備考
A型	ハートランドおきなわこくば	那覇市字国場368	080-2726-5850	ベーカリー(パン製造全般・販売)	10:00～14:00	弁当持参又はコープで購入	
A型	サンクスラボ那覇オフィス	那覇市泉崎1丁目21ー3 那覇オフィス5階	098-943-8378	PC作業(データ入力)、サンゴ水槽のメンテナンス	10:00～15:00	弁当持参、コンビニ等で購入も可	
A型・B型	一般社団法人みらい	中城村南上原1000-1 2階	098-895-2202	施設外(清掃作業)、キッチン、PCタイピング など	9:00～14:00	無料提供	
B型	マザーハウス	宜野湾市我如古3-15-34	098-899-2049	施設外(清掃作業、環境整備)、ラッキョウの皮 むき、洗車	9:30～15:00	1食¥250	
B型	スマイリーワーク アルファ	西原町棚原235番地の3 2階	098-988-3003	ちんすこう箱詰め、畑作業、食品加工作業	9:30～15:00	1食¥150	
B型	就労支援センターこくば	南風原町字照屋240-1	098-987-1606	室内作業	9:00～16:15	弁当持参	
B型	就労継続支援B型事業所 りあむ	八重瀬町字屋宜原229番地3 3F	098-996-1820	ハンドメイド全般、ドリッポコヒーバック詰め・ラベル貼り、委託作業など	10:00～15:00	1食¥250	
B型	みらい	中城村南上原1000-1 2階	098-895-2202	施設外(清掃作業)、キッチン、PCタイピング	9:00～14:00	無料支給	
B型	アチェンド	宜野湾市宇地泊2ー38ー7	098-943-7300	宜野湾市宇地泊2ー38ー7	8:30～15:00	弁当持参or1食¥600	
B型	福祉事業所 はんどinはんど(南風原)	南風原町字津嘉山1105 1階	098-888-3224	とうがらし分別、封筒封入、チラシ折り込み 等の軽作業	10:00～15:00	弁当持参	
B型	アートコネクト米須コースト	糸満市米須1818番地	098-996-4106	創作活動(絵画作成、銀細工加工、窯業)、パン製造	9:45～15:00	昼食無料提供	
B型	福祉事業所 はんどinはんど(繁多川)	那覇市繁多川3丁目14ー16 101	098-969-0502	アメニティ封入、封筒封入、チラシ折り込み 等の軽作業	10:00～15:00	弁当持参	
B型	チャレンジこむぎ	南風原町兼城263-23	098-955-3029	ちんすこう、レジンアート・チラシ・シール貼り等	10:00～15:00	無料提供	
B型	わかたけ	浦添市前田998ー3	098-877-0664	ホール清掃、ちんすこう作業、給食準備、レストラン(さまさま)、ティーバック詰め、創作活動、陶芸	9:00～16:00	弁当持参or1食¥450	
B型	就労継続支援B型事業所 アイビス	南陽市佐敷新里602ー7	098-963-5749	コーヒー豆の選別、接客・販売、軽作業(委託作業)、月曜日は事業所外で清掃	9:30～14:30	弁当持参or1食¥250	
B型	就労継続支援 TAMAMONO	那覇市樋川2ー3ー1 のうれんプラザ1階113区画	090-1349-8527	接客、制作作業、PCスマホ作業	10:00～15:00	弁当持参	
B型	でじるみ沖縄那覇	那覇市真地260ー5	098-987-7399	イラスト等	10:00～15:00		
B型	オキナワバニラワークス	糸満市字豊原491ー1	080-9852-9841	バニラビーンズのメンテナンス、管理等	9:30～15:30	弁当持参	
B型・生訓	みんなのいえ	南城市玉城字玉城40 浜辺の茶屋近く	080-9857-5598	食(お菓子作り・調理・下ごしらえ)、農園(草取り・野菜収穫)、ものづくり(機織り・染めもの)	9:50～15:00	弁当持参	
B型・生訓	生きる力の教室	南城市玉城奥武島 275ー3 シーサイドマンション601	098-995-9692	接客、簡易調理、軽作業、清掃、農作業	10:00～14:00	弁当持参	
B型・生介	サポートセンター あすなろ	与那原町字与那原3861-101	098-944-5119	弁当箱下請け作業、創作活動(月水金)、レク活動、エクササイズなど	9:00～16:00	弁当持参or¥400～450	身体可
B型・生介	だいこんの花(ゆかいな仲間・なかゆくい)	糸満市西崎町4ー16ー6	098-894-3660	【B型】ちんすこうの袋詰め【生活介護】ちんすこうの袋詰め、レクリエーション等	10:00～16:00	弁当持参or1食¥300	
B型・生介	就労支援センター 野の花	八重瀬町東風平1502ー5	098-835-7700	野菜の袋詰め、スチロール作業、リネン(糸取り)など	10:00～15:00	弁当持参or1食¥495	
生活介護	美原デイサービスとみしろ	豊見城市真玉橋147番地 102	098-987-1581	午前:物具療法(マッサージなど) 午後:レク活動	10:30～15:00		身体可
生活訓練	imacoco	南城市大里字大城1920-1 2F	098-946-0005	①ストレスマネジメント②活動活性化プログラム③日常生活支援④リワーク支援	10:00～16:00	弁当持参or1食¥500	
生活介護	ami	糸満市字照屋1275番地 グレイス喜納107	098-894-6387	レジン作品作り、イラスト等(個人の課題持ち込み可)	9:00～16:00		身体可
生活介護	デイセンター おおさと	南城市大里字大城1920-1	098-946-0005	ウォーキング、創作活動、3B体操、リラクゼーション等、月桃さき等の作業	10:00～16:00	弁当持参or1食¥500	
生活介護	デイホーム さくらんぼ1号館	豊見城市字平良140ー1	098-850-0990	午前:朝の会、体操など 午後:集団レクリエーションなど	10:00～15:00	無料提供	身体可
生活介護	デイセンター こちのなー	八重瀬町伊覇208	098-851-8990	ウォーキング、室内作業(パズル、ブロック、民芸品作成、ウエス作り等)、冬期は農作業もあり	9:00～16:00	弁当持参or1食¥300	
生活介護	シルビアンコペルミント生活介護	那覇市繁多川2ー8ー3	080-3518-0046	野外活動・創作的活動・おやつ作り・レクリエーション・四季の行事	10:00～15:30	1食¥450	身体可
生活介護	わっくわ〜く	西原町字与那城102番17	098-943-1011	レク活動、クッキング、紙作り、体操、ドライブなど	10:00～16:00	弁当持参	
生活介護	デイセンターのんびり	糸満市糸満1413-2	098-840-3155	体操、個別運動、レクリエーション等	9:30～15:30	弁当持参or1食¥480	身体可
生活介護	すぱーす	糸満市字座波760番地2	098-995-3005	室内運動、ウォーキング、カラオケ、エイサー、軽作業など	10:15～15:00	1食¥460	身体可
生活介護	障害福祉サービスセンターひるぎ	南風原町字喜屋武181	098-882-7853	ドライブ(公園、ウォーキング等)、室内活動(創作活動・ストレッチ等)	10:00～13:00	弁当持参or1食¥500	
生活介護	オリブ山生活介護さらさら	那覇市首里石嶺町3-3-10	098-886-0747	野外活動・創作的活動・おやつ作り・レクリエーション・四季の行事	10:00～15:30	無料提供	身体可
生活介護	BBトレ	南城市大里平良2549ー5	098-963-8740	創作活動、身体活動、レクリエーション等	10:00～16:00	無料提供	身体可
就労移行	就労移行支援事業所 Tech Tech(テクテク)	糸満市西崎町3-199-1	098-996-7292	画像編集、動画編集 など	10:00～15:00	弁当持参	身体可
就労移行	かふう	八重瀬町字外間80	098-998-0760	入浴手伝い・食事配膳、入居者とのコミュニケーション	9:00～15:30	弁当持参	
就労移行	就労支援 いじゅの木	南風原町字新川507ー2	098-888-5588	ビジネス訓練、園芸、清掃等 ※火・水・木午前は事業所外での作業	8:30～15:30	1食¥300	

就労移行	ひまわりファクトリーBonBon	豊見城市字渡橋名92-1	098-987-0527	お菓子作り、袋詰め、販売、納品、清掃等	9:15～16:00	弁当持参or¥440	
就労移行	就労支援センター さわやか	那覇市寄宮3-10-1 JAおきなわ真和志支店2F	098-833-7755	就労基礎訓練、企業見学等	9:00～14:30	弁当持参or¥430	
就労移行	自立サポートセンター・みらそる	中城村南上原831	098-894-5570	マナー訓練、室内清掃訓練、座学、タイムスケジュール確認、家計簿(生活訓練)、OA操作、軽作業シミュレーション	9:45～13:45	弁当持参	
移行・B型	就労支援センターたまん	糸満市字真栄里857	098-995-1992	トライ班(段ボール組立・配達)サン班(Tシャツ製造など)大地班(農園芸)	9:00～15:30	1食¥350	
移行・B型	就労支援センター 大樹	南城市大里字大城1920-1	098-946-0005	パン製造、タオルたたみ、農園作業、施設外就労	10:00～16:00	弁当持参or1食¥500	
移行・B型	てるしのワークセンター	南風原町字宮平206-1	098-889-4011	パン工房にてパン作り又は弁当、園芸、軽作業(紅型)	9:30～14:00	弁当持参or¥200・¥300	
移行・B型	ワークセンター愛の園	与那原町字与那原2943	098-945-2357	・園芸班・出向班(那覇市の花壇植栽等)・収集分別班(資源ゴミ分別)・家政班	8:30～15:30	弁当持参or¥330	
移行・B型	ワークセンター南城・たんぽぽ	南城市大里字仲間902-1 1階	098-882-8857	作業:EM製品作り、委託作業、菓子袋詰め等 座学訓練:コミュニケーション習得 就労訓練:面接訓練・求職活動支援など 施設外就労:公園清掃	8:50～15:00	弁当持参	
移行・B型	就労支援 センター 絆	那覇市真嘉比 2-16-17	098-943-9866	清掃用具 の 配達 、水質検査、清掃業務 等	9:00～15:30	弁当持参	
移行・生訓	福祉型ワークスクール zerostep (ゼロステップ)	那覇市泉崎2-10-3泉崎つねビル202	098-894-6825	朝礼/トレーニング(あいさつ・発声練習・PC10分入力など)、セミナー、ふりかえり	9:45～12:30	なし	
移行・生訓	障がい者サポートステーション あるていー	西原町棚原1-21-9	098-988-9755	パソコン訓練、グループワーク、ビジネス講座、エクササイズ、レク、SST、家事作業(洗濯、調理)など	9:30～14:15	弁当持参	
企業	介護付有料老人ホーム徳洲苑 かふう	八重瀬町字外間80		入浴手伝い・食事配膳、入居者 とのコミュニケーション	9:00～15:30	弁当持参	出勤8:50 15:00振り返り
企業	愛和保育園	西原町字小那覇337-2		子どもたちと一緒に遊ぶ(0～2歳児クラス)	9:00～16:00	無料提供	
企業	デイサービス アクティブ南城	南城市知念字知名1350-1 1階		飲み物の提供、バイタル測定、利用者の見守り、清掃・片付け 等	8:20～17:30	弁当持参or帰宅	
企業	大宮工機	南風原町字山川285-1		レンタル機器の清掃、脚立等の清掃	9:00～15:00	弁当持参	
企業	シーサー保育園	八重瀬町友寄841-1		保育補助(保育士の手伝い、清掃、片付け、配膳、園児遊び、着脱手伝いなど)	9:00～15:30	弁当持参	
企業	南栄自動車	南城市佐敷字津波古1191-1		自動車整備の手伝い	9:00～15:30	弁当持参	
企業	ダイレックス津嘉山店	那覇市字仲井真375-1		品だし、清掃	9:00～16:00	弁当持参	
企業	東の森保育園	与那原町字与那原3857-1 江口団地B棟1F		子どもと遊ぶ、動物の世話、掃除 など	8:30～15:30	弁当持参	
公務	沖縄県庁 学校人事課	那覇市泉崎1-2-2 県庁13階		文書受付、文書廃棄、書類準備、免許申請手続き、湯茶の準備 など	8:45～16:00	弁当持参	
公務	那覇市中央図書館	那覇市寄宮1丁目2番15号		配架(返却された本を元の場所に戻す作業)・書架(本の位置を定期的に確認し正しい位置に並び替える作業)、掲示物作成、受付カウンター業務など	9:00～15:00	弁当持参	
企業	かねひで(津嘉山店・東風平店)			品だし	9:00～15:30	弁当持参	
企業	オキコ株式会社	西原町字幸地371		クリンネス(床清掃、ポリッシャー、エアコンフィルター掃除 など)	8:00～15:30	社食	
企業	マクドナルド国場十字路口店	那覇市字仲井真130		ホール:店内清掃 厨房:調理補助・ドリンク製造	9:00～15:00	弁当持参又は店舗で購入	出勤8:45 実習生は社員引で購入
企業	ユインチホテル南城	南城市佐敷新里1688		客室清掃、共用部清掃(廊下、階段 など)	10:00～15:00	弁当持参	
企業	小川保育園	西原町字小橋川1-2		子どもたちと遊ぶ(0～4歳児クラス)	9:00～16:00	弁当持参	
企業	高齢者複合施設 わらていーだ	那覇市国場329番地1		雑務(コップ洗 い、テーブル拭き等)、入居者とのコミュニケーション	9:00～15:00	弁当持参	
企業	はま寿司南風原津嘉山店	南風原町字津嘉山1529		清掃業務、洗浄業務、仕込み、補充作業 等	9:00～17:00	弁当持参	
企業	ときわ保育園	糸満市字潮平741-1		保育補助	9:00～16:00	給食支給	
企業	マクドナルド東風平店	八重瀬町伊覇58-2		ホール清掃等(モップがけ)、調理補助(荷物運び、揚げ物、焼き物)	10:00～15:00	弁当持参or店舗で購入	
企業	ケンタッキーフライドチキン与那原店	与那原町与那原1050-5		清掃、準備、調理補助	10:00～14:00	弁当持参	
企業	ファーマーズマーケット与那原あがりはま市場	与那原町東浜89-104		仕入れ商品の袋詰め、陳列(店内へ商品を運び販売棚に並べる)	9:00～15:00	弁当持参	
企業	特別養護老人 ホーム 東雲の丘	南城市大里字大城1392		清掃・洗濯業務(居室清掃・トイレ清掃・窓清掃・クーラーフィルター清掃など)	9:00～15:30	弁当持参	

参考資料

障害福祉サービス事業所情報

令和8年 3 月 1 日現在

沖縄県ホームページ

子育て・福祉・教育＞障害者福祉＞

指定障害福祉サービス事業者等専用ポータル＞

1 事業者情報＞障害福祉サービス指定事業所情報 より